

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第6号

平成22年9月17日(金曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長職務代理者 事務局職員・ 教育部長	横瀬典生君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	監査委員	久保田喜久男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	豊崎光彦
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第6号

日程第 1 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 議案第67号 市道路線の変更について
- 日程第 2 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 請願第 2号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書
- 日程第 5 委員会発議第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書（案）
- 追加日程第1 議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

- 議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
追加日程第4 議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任について
日程第 6 閉会中の継続審査について
日程第 7 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
議案第66号 市道路線の認定について
議案第67号 市道路線の変更について
日程第 2 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

日程第4 請願第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書

日程第5 委員会発議第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書(案)

追加日程第1 議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築(建築)工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結について

追加日程第3 議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

追加日程第4 議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任について

日程第6 閉会中の継続審査について

日程第7 閉会中の所管事務調査について

開 議 午後2時06分

○議長(桂木庸雄君)

それでは、皆さん、改めましてこんにちは。

ただいまの出席議員数は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長(桂木庸雄君)

この際、お諮りいたします。

市長 宮嶋光昭君から9月2日の本会議における発言について、誤りとの理由により取り消したい旨の申し出がありました。申し出のあった発言は、「いろんな間接効果、直接的には固定資産税であるとかがあるかと思いますが」という部分であります。

つきましては、会議規則第65条の規定の準用により、この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桂木庸雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、市長 宮嶋光昭君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第1 議案第43号ないし議案第46号及び議案第48号ないし議案第56号並びに議案
第65号ないし議案第67号

○議長(桂木庸雄君)

日程第1、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定についてないし議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について及び議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）並びに議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第67号 市道路線の変更についてまでの16件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会並びに特別委員会にそれぞれ付託をしております。

これよりかすみがうら市議会会議規則第39条第1項の規定により、各委員長の報告を求めます。

なお、各委員会の所属委員の質疑は認めないこととしておりますので、ご了承願います。
最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託されました議案第48号ないし議案第50号の3件について、9月3日に各担当部課長等の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、各議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、平成22年9月3日に付託されました議案第50号ないし議案第53号、議案第56号、議案第65号について、9月3日に委員会を開催し、各担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

議案第50号ないし議案第53号、議案第56号、議案第65号の6議案につきましては、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

〔産業建設委員会委員長 中根光男君登壇〕

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託されました議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第66号、議案第67号の5件について、9月3日及び9月6日に委員会を開催いたしました。9月6日には現地調査を行い、市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、全議案とも全会一致で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会委員長 山内庄兵衛君。

〔市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費

支給に関する条例審査特別委員会委員長 山内庄兵衛君登壇〕

○市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会委員長（山内庄兵衛君）

委員会のご報告を申し上げます。

かすみがうら市議会市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に

関する条例審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託された議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について、以上の5件について、9月10日、14日の両日、市長並びに各担当部課長の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第50号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。議案第44号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。また、議案第43号、議案第45号、議案第46号は、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

なお、8月30日の議会運営委員会の答申で、本委員会の会議録は次期定例会において配付することが決定しておりましたが、審査案件の重要性を踏まえ、前倒しで作成させたことにより、何とか本日配付することができましたので、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定についての討論を行います。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

直接請求による住民投票は、多くの住民の意見と首長や議長の意見とが対立していても、住民の意見を自治体の意思決定に反映する一般的な手段がなく、やむを得ず直接請求という手段に訴えたというケースがほとんどであります。

直接請求の条件は、首長のリコールや議会の解散、これは有権者の3分の1があれば住民投票を実施することができます。最近では、鹿児島あの阿久根市長のリコール、それから名古屋市議会の解散運動、こういうものが一例と挙げられますが、有権者の3分の1を集めるのは容易ではありません。しかし、条例の制定・改廃の請求は、有権者の50分の1で成立するため、法定数を集めることは非常に容易であり、問題はありません。むしろ最大の問題は、条例案の決定権は議会にあるということであり、もし議会がそもそも住民の意思と意向と対立した意見が鮮明

にしている場合、条例案は否決され、投票そのものも不可能となります。多くの条例案が議会によって否決されてきました。当市では、霞ヶ浦町と千代田町の二町合併の賛否を問う住民投票条例の直接請求がその例であります。直接請求まで至りませんでした。霞ヶ浦庁舎建設の是非を問う問題でも、市民団体が行ったアンケートでは、1,600名を超える市民が住民投票の実施を求めるといった回答がありました。したがって、直接請求の運動に取り組めば、法定数を優に上回る結果になっただろうと思います。

そもそも主権者である住民の意向を政策決定に反映させるために、そのたび直接請求という手段をとらなければならないということ自体が問題であります。

こうした流れの中で、ここ数年注目されるのが常設型の住民投票条例であります。この常設型は市民からの発議でこの住民投票が可能になるというのがポイントであります。現在、全国では17の自治体で常設型住民投票条例が設置されております。合併によって廃止となったケース、自治体を数えると30自治体であります。宮嶋新市長は、これまで住民団体のリーダーとして住民運動にかかわってきた経験から、住民発議による住民投票条例の制定の必要性を痛感したこともあって提案したものと考えます。

私自身も市民オンブズマンいばらきの会員として、我孫子市の前の市長である福嶋浩彦氏からこの常設型住民投票条例の必要性について講演を聞く機会がありました。住民の自治の向上、すなわち住民みずからまちづくりに参加する意識を高める、こういう結果になるということが強調されました。全国の例で見ると、発議の際の署名数など、それぞれの自治体の特色が出ておりますが、当市の条例は有権者の5分の1、当市では7,500名程度で成立することができます。ですから、この条件であれば非常に妥当な線ではないかと私は判断し、賛成といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

5番 井坂悦司君。

[5番 井坂悦司君登壇]

○5番（井坂悦司君）

議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

市民投票を行うことができる事項は、現在または将来、市及び市民生活に重大な影響を与える、または与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否を確認するものであります。常設型市民投票条例が制定されても、すべての施策の決定に市民投票で決めるものではありません。市民生活に重大な影響を与える事項であるとして、首長が市民の意思を確認し、判断したいとするその時点で、市民投票すればよい。他の自治体も必要に応じて市民投票によって市民の意思確認をしております。常設型である必要はない。特に来月、10月1日から施行する、そんなに緊急性はありません。10月1日から施行するならば当然予算措置が必要であります。予算措置は何らしてありません。先進事例でも市町村合併や原発建設、基地移転など、重要な事案の投票条例で常設ではなく実施され、またその案件が解決すれば廃止されている事例が多い。

よって、本案に反対します。残念なことは、会期中にもかかわらず否決されれば次回議会に修正なしで再提出とする新聞発表は間接民主制を否定するものであります。理解できません。議会は鹿児島県阿久根市のような市政混乱は望んでおりません。市長の支持者も市民も元気で明るい

まちづくりを望んでいるはずでございます。かすみがうら市市民4万4000人の目線で行政運営されることを期待し、討論いたします。議員各位の賢明なご賛同をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

暫時休憩し、投票準備をいたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時32分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に続き会議を開きます。

これより議案第43号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2

項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含みますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 古橋智樹君及び2番 小松崎 誠君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 5 票

反 対 1 4 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

大変思い切った決断であります。率直に言って給与・報酬の50%のカットは大変だと感じました。しかし、市の財政を考えた上で、新市長の強い決意をあらわしたものだということを積極的に評価する立場から、特例措置として同意をいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

採決の方法なんだけれども、議会の円滑な運営のために起立による採決をお願いしたい。

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの栗山千勝議員さんの質問に対して説明をいたします。

無記名投票についてお答えいたします。

平成22年9月10日の議会運営委員会において、特別委員会の実施とあわせ本会議においても市議会会議規則第71条に基づき無記名投票とすることを議長より発議することが既に決定しており、これに基づいた発議であります。法的には市議会会議規則第71条では、議長が必要があると認めるとき、または出席議員5人以上から要求があったときは記名または無記名の投票で表決をとると規定されており、この表決をとるとは認めなければならないということであります。また、参考までに、地方議会事務提要をご紹介しますと、議員から議会会議規則第71条に基づく無記名投票の要求があれば、議長は会議に諮ることなく無記名投票で表決しなければならないと示され、またこれを諮ることは不適當なものであるとして示されておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長の言ったことはわからなくはないですが、さきの特別委員会でもって小松崎議員のほうから動議だか何だか知らないけれども、無記名投票と。議会始まってすぐ言ったわけですよね。地方自治法の91条によれば、委員会における事件の審査は、提出者の説明及び議員の質疑の後、審査や説明及びこれに対する質疑、続いて討論、表決の順序によって行うというのが地方自治法の基本なんです。特別委員会はそういうことなく先に決めてしまっているんですよ。それこそ議会は何かやっているんだと。ずいぶん矛盾した話でしょう。議長だって議会運営委員会で無記名投票でお願いしたいと。議長がそんなこと言うことないでしょう。それなら、きょうも議運開いたんだから、議運開いたときに、こういうことになっているから、こういうことで、議長発議で採決のほう決めたいというような説明あってもいいんじゃないですか。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

これより議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論は終わりました。

たので、これより議案第44号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は20名であります。
投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。
次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。
これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 加固豊治君及び4番 古川誠一君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 16票

反 対 3票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

さきの全員協議会で市長は、市長の給与の半額については市長のトップとしての強い決意をあらわしたもののだが、副市長と教育長の2名についてはそこまで強要できない。職責を全うしていただきたいと思っているとして10%カットを判断したと言っております。他市の例でも3%から10%の給与削減があります。新市長の政策的な考えである点及び特別職の給与条例の改正だという点に限って、今回は賛成をいたします。

市長は、当面、副市長を選任しないということではありますが、できるだけ早く市長の片腕となる方を選任していただきたいということを要請して討論にかえたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

20番 廣瀬義彰君。

[20番 廣瀬義彰君登壇]

○20番（廣瀬義彰君）

議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例に反対の立場から討論を申し上げます。

市長自身の任期について報酬50%減額されることについては、道理も、法令的にも十分理解で

きます。

ところで、副市長を就任させる予定もないとのことではありますが、ただいま佐藤議員からもなるべく早くというお話もありましたが、私も同じ考えであります。現在、副市長は県内にはいないところは多少あるかもしれませんが、我々が議員になったときのころは助役と言いまして、町のお客さん相手とか、市長の代行ぐらいで行政的には余り関係ありましたが、今、副市長の重要な役割というものは県内でもみんな若い人が活躍しております。そういう意味を含めまして、時期尚早であります。今定例会で報告をされました財政再建化判断比率及び資金不足比率の報告は適正なことでありました。いろいろな観点から見ますと、どうしても一日も早く市長に副市長をつくっていただき、500名の職員が本当に市民のために張り切って仕事ができるように段取りしていただきたいと思ひます。市長1人ではとても仕事が間に合うようには思えませんが、どうか一日も早くつくっていただきたいと思ひます。

それと、給料については、とにかく本人が決まってから相談をして、副市長も教育長も茨城県で一番安くても張り合いがないと思ひます。そういうことですので、本当によろしく一日も早くつくっていただくためにこの報酬問題は反対をいたします。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行ひます。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 井坂悦司君、6番 佐藤文雄君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 4 票

反 対 1 5 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で発言をいたします。

基本的には第45号と同様の賛成理由であります。10%カットされてでも熱心に職責を果たしていただける人事の提案をお願いして、賛成といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

教育者の当市筆頭となります教育長について、早々の報酬減額提案は非常に政治色の強い提案でございまして、公職選挙法第137条における教育者の地位利用の選挙運動の禁止の観点から、報酬審議会等における客観的審議経過を十分踏まえる必要が特にあるものと考えております。

また、今定例会におきます財政健全化の報告で、宮嶋市長から適正との報告がございましたが、宮嶋市長は当市の財政危機を憂慮するのでございましたら、この財政報告をもっと十分に検討すべきだったのではないのでしょうか。私の茨城県庁における財政状況等一覧をいま一度確認いたしましたところ、当市の地方債現在高について一部事務組合を含め、平成18年度が381億円ほど、平成19年度が377億円ほど、平成20年度が368億円ほどでございます。このほか当市は合併特例債として事業計画130億円ほどの事業計画の実行の残りがあるわけでございます。これらのように市長も新たに就任されたのですから、この財政状況と事業計画をいま一度分析、精査し、まちづくりのビジョンを構築することが先決であり、そのことから本案のような市長ご自身以外の報酬等につきましては、取り急ぎ減額するにはしかるべき順序を踏まえるべきと考えるものでございます。

以上のことから、私はこの本案に対する反対を申し上げるものでございます。議員諸君のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 中根光男君及び8番 鈴木良道君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 4 票

反 対 1 5 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時46分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に続き会議を開きます。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討

論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第65号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第66号 市道路線の認定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第67号 市道路線の変更についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、一般会計決算審査特別委員会に付託しております。これより会議規則第39条第1項の規定により委員長の報告を求めます。

なお、各委員会の所属委員の質疑は認めないことといたしますので、ご了承願います。

一般会計決算審査特別委員会委員長 佐藤文雄君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 佐藤文雄君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（佐藤文雄君）

一般会計決算審査特別委員会の審議の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託されました議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般

会計歳入歳出決算の認定についての審査のため、9月7日及び8日に委員会を開催し、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で一般会計決算審査特別委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定反対の立場から討論をいたします。

私は、昨年の3月の予算議会で、かすみがうら市は広大な土地を有し農業に適している地域、しかし地域農業の再生の新たな担い手づくりには、価格・所得補償など農家経営が成り立つ営農の確立こそが第一だと述べ、担い手支援について財政的な裏づけ、支援策が必要だと、かけ声だけよいのですが、当市の予算にはその具体的で財政的な支援策がない。これでは絵にかいたもちだと反対討論をいたしました。その結果、この決算では、農業振興策では執行率が極めて悪いことが明らかになりました。農水省が7日発表した農林業センサ調査速報でも、農業就業人口は260万人となり、前回の05年と比較して22.4%減少したと報告されております。当市の農水産業の振興は特に急務であります。

また、今回の決算は、合併特例債を用いた無駄な事業である霞ヶ浦庁舎建設や石岡地方斎場建設事業を推進・強行。この霞ヶ浦庁舎が開設されてから市民の評価は極めて不人気であります。加えて石岡地方斎場移転の建設にはさまざまな問題点があり、宮嶋新市長も管理者である久保田石岡市長に規模等の見直しを文書で申し入れております。問題は、監査請求に基づく移転建設費差し止め請求の住民訴訟中でもあるにもかかわらず、また生存不明者を共有地の地権者に名を連ねて財産購入の議決を強行したことであります。その生存不明者の相続手続であらゆる事業がストップ状態であります。本来であれば、すべての地権者との売買契約を行った上で財産購入すべきであり、まさに違法なやり方であります。

下水道事業特別会計へ1億8940万円繰出金をしております。この下水道事業の見直しについて、

今言われておりますが、新たに加茂処分区の特定期環境保全公共下水道整備事業1戸当たり1000万円かけた事業を再開いたしました。一般質問でも問題にしましたが、財政危機を言いながら一方での大型公共事業である下水道事業の再開は問題であり、財政負担をより一層増幅するものであります。

また、市民の暮らしが大変なのは市税の納入状況にもあらわれております。市税における未納額段階別統計を見ますと、個人市民税については平成21年度は20年度と比較して6096万、約26%増となっております。特に10万円以上30万円未満の方の未納が多くなってきております。全体では35.1%です。固定資産税では200万円以上の方が15人、何と8120万円が未納となっておりますが、この15人だけで全体の37%を占めております。市民・県民税では同じく200万円以上のこの未納者7人で、2584万円が未納となっております。合わせると1億1740万円、全体に占める割合が22.4%にもなっております。このことは大口未納者に対する徴税対策が不十分である証左と言えるのではないのでしょうか。市税全体では前年度と比較して49件、金額では7765万円増であります。そして、総額は5億2355万円となっております。

生活保護について、水際作戦をやめ、生活に困窮している市民に対して真剣に向き合うべきであります。社会福祉の予算執行に当たっては、市民福祉向上の姿勢が大切だと思います。

あじさい館などの公共施設、観光施設も含めて、利用率については一部では改善されているものの、より一層高める工夫が必要ではないかと思っております。

入札制度の改革については、一般質問でも明らかにしましたが、一昨年9月の入札制度の改正では500万円以上5000万円未満については、市内本店とするとし住所要件を狭めてしまいました。今、霞ヶ浦地区の業者と千代田地区の業者がそれぞれの地域ですみ分けして入札に参加する状況が極端となっております。狭いかすみがうら市で本店を条件にしてしまえば競争性がなくなるどころか、談合しやすい状況をつくることになると私は指摘いたしました。予定価格の事前公表をやめること、発注額を1500万円以下に小さくして件数をふやすなどして市内業者に受注機会を多くし、それ以上の発注額は市内本店枠を外すことなどを提案してきました。また、同和対策と思われる指名競争入札にかかわる業者選定についても指摘し、官製談合と疑われることはやめ、公正な入札が行われるよう要請した経過もあります。消防ポンプ車購入でもその傾向は否めません。平成21年度の工事関係での指名・一般競争入札は全体で71件ありましたが、平均落札率は93.97%であります。平成20年度の入札実施件数は51件で、平均落札率は90.97%と比べ3%落札率が上がっていることも問題であります。

以上、認定に反対する討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

私は反対の立場で討論を行います。

監査委員の審査は了としています。しかしながら、今まで私の21年度から22年度の6月の補正で質疑、質問等でいろいろ問題点がございます。この中には議会代表の監査委員もいるわけです。さらには会計責任者も出席して、すべて問題点については把握しているわけでございます。特に会計責任者の役割というのは非常に重く、支出負担行為等が適正に行われているか、行われていないか、厳正に審査をするというようなことになっておるわけでございます。

そういう中で、まず1つ、21年度の繰越明許、6月の定例会でも、質疑でも一般質問でも大分食い下がって質問しました。一貫して執行部は繰越明許は適正だと通し抜いたわけでございます。しかしながら、この決算審査においてははっきりした答えが出てきました。3月30日か31日か、ちょっと記憶にございませんが、担当課長、補佐、係長は2644の排水工事、これの工事用の進入仮設道路については設計外だというふうに私に申しました。この審査において課長ははっきりそれを認めました。

次に、土木部長、4月2日に3月31日にさかのぼって繰越明許をしると。今、退職されましたが、副市長のほうから指示が出たというようなことで繰越明許をしたと。全くこの問題は繰越明許でも何でもありません。この問題を素直に会計責任者は支出してしまっただけです。これは大きな問題なんです。監査委員も監査の審査の中でこの問題を素直に通してしまっただけです。これもまた問題。

議会の政務調査費にしても、ゼンリンのかすみがうらの住宅地図、これが認められている。さらにはプリンターのインク、私は事務局の乾職員の指示に従って、指導に従ってゼロで出した。ゼロだから問題ないというようなことを言っているわけです。

大きな問題はここで、会計責任者は何と言っているかと。支出負担行為が各課から上がったもの、そのまま出しているというような回答を私にしているんですよ。そういう観点から、余りにも執行部のずさんな行政運営に対して、当然これは認めることができない。

そういう観点から、私は賛成できません。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 3 議案第58号ないし議案第64号

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの7件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

なお、各委員会の所属委員の質疑は認めないことといたしますので、ご了承願います。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 古川誠一君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 古川誠一君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（古川誠一君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託された議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、以上7件について、9月7日に各担当部課長の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第58号ないし議案第64号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、ご報告いたします。

○議長（桂木庸雄君）

ここでおわびして訂正いたします。

先ほどの認定で、議案第57号を議案第58号と読み違えましたので、正式には議案第57号ですので訂正いたします。

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○ 6 番 (佐藤文雄君)

議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をいたします。

9月3日の国保会計の決算審査にかかわる質疑に関して、数多くの資料を提出してもらいました。ここではっきりしたのが、第一に、平成21年度近隣市町村の国保税の税額のモデルケース、1つは加入世帯人数2人、そして40歳以上65歳未満の夫婦2人で固定資産税5万円、そしてもう一つは加入世帯人数4人、40歳以上65歳未満の夫婦2人と子ども2人、同じく固定資産税5万円、その所得額に対する比較をした結果、当市の国保税が一番高くなっていることがわかりました。特に国保世帯で一番多い50万円未満の所得世帯2,675件ですが、これを除き2番目に多いと思われる100万円の所得階層を見ますと、他市と比べて3万5000円から1万5000円高くなっていることが明らかになりました。所得額に対する国保税の割合も値上げした平成21年度には11.07%にはね上がり、平成21年度も11.28%と引き続き高くなっております。まさに市民の暮らしを脅かす国保税となっております。その1つのあらわれが滞納額の増加であります。

滞納の累計額は今6億9336万円となり、そして短期保険証の発行が一気に増加し601件に達しております。暮らしだけではなく命さえ脅かされている、それが現状ではないでしょうか。それに加えて、高くなってとても払えないという収入の所得の少ない滞納世帯に対して、短期保険証を1カ月という無慈悲な取り扱いを強行したことであります。データでも明らかのように、本来、社会保障の加入となるべき給与所得者が会社の企業の都合によって国保に追いやられている実態があることであります。長年続く不況によって、不安定かつ収入の少ない給与所得者がふえ、当市では給与所得者世帯数は何とこの全体で40%にまでなっている事実も真摯に受けとめなければなりません。

第2に、高過ぎる国保税の引き下げを図るためには、一般会計からの繰り入れ、その中でも法定外繰り入れをふやすことが重要になっております。各市町村の全国平均でも1人当たり1万円を超えていることが厚生労働省の調べでわかりました。茨城県にあっても平成20年度で平均1人当たり7,000円となっており、当市は何と1,922円であります。平成21年度は何とたったの783円であります。当市の一般会計からの繰り入れ(法定外)をふやすことは急務であります。

第3に、収入率は前年とほぼ変わらないものの87.8%、これは現年課税分ではありますが、値上げ前の90%には届かず、国からの調整交付金も1,500万円減額、ペナルティーが課せられていることも問題であります。市当局は保険証のとめおきはしていないと言いますが、現に不納欠損処分が一番多いのは、5年時効によるものであることは滞納世帯との接触を放置しているあらわれであります。被保険者の生活実態を把握するためにもその対策が求められております。保険証もなく暮らしている市民に心を寄せる対応も必要ではないでしょうか。

第4に、保険税が高くなった原因は、医療費の増加とともに国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しております。1984年まではかかった医療費の45%が国庫負担でありましたが、それ以降、保険給付費の50%となっております。つまりかかった医療費の38.5%に引き下げられたんです。さらに、市町村の国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止されました。その結果、市町村の国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割に減っております。そ

の上、このようなペナルティーを行うことは許されません。国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするためには、国庫負担を見直し、増額させるよう強く国に要請することも重要であります。

以上、4点にわたって反対の理由を述べましたが、今後の新市長の国保税の引き下げの条例の改正案提案に期待して、討論いたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第59号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党茨城県議団と市町村議員団は、8月30日、広域連合に対して短期保険証の発行の中止を求める要請書を提出し交渉いたしました。1,496人もの高齢者が保険料の滞納を理由に1カ月から6カ月の短期保険証を発行し、保険給付の差しとめまで行っております。30億円の黒字を活用して、普通徴収者の保険料を全額免除することなどを求めました。

当市でも32人に短期保険証を発行しておりますが、平成21年度における被保険者数は4,876人ですが、そのうち半数が普通徴収となっております。国の減免制度もあり、その後、普通徴収は大幅に減りましたが、それでも平成21年度の最終納付に関しては1,171人が普通徴収となっております。そして、21年度の未納者人数は66人で、その額は189万8400円ということであります。

先日、16日ですが、中央社会保障推進協議会の全国調査の結果でも、後期医療の保険料が払えず滞納し、正規の保険証を取り上げられ、短期保険証に切りかえられたケースが昨年の1.7倍にも大幅にふえていることがわかりました。09年10月1日は1万9579件が10年8月1日現在で3万2961件だそうであります。

後期高齢者医療制度は国民の激しい怒りを呼び、これも1つの要因となって総選挙の結果、政権交代となりました。この制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、これまで負担のなかった扶養家族のことも含め、一人一人から保険料を取り立てる、受けられる医療を制限し差別する別建て診療報酬を設ける、そして保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる、保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなど、こういうものであります。高齢者の医療を差別するうば捨て山制度そのものを廃止するしかありません。そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して受けられるようにする必要があります。

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うという立場から、決算認定に反対をいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

私は、昨年の予算議会で、今回予算計上している霞ヶ浦地区の下水道事業である3億8000万円の工事費は、今後総額18億円もの事業費をかけて進めようとするもので、下水道事業の突破口になるものと指摘し、下水道事業計画区域（内加茂）地域は既に半数以上の世帯が浄化槽の設置を完了しており、本当に困っている世帯は半数以下と聞くと。対象地域の戸数は181戸で1戸当たりの概算工事費が約1000万円、さらに中継ポンプなど電気設備に係る維持管理費などが永久に負担となってくる。とても採算ベースにならないのは明らかだと批判し、巨額な費用を市が負担することになれば、排水の対策として早期に安価で整備が可能な合併浄化槽設置事業を行うことを提案し、本当に生活排水に困っている住民の方々には早期に浄化槽の補助や設備投資に対する助成対策をする。必要であれば、認定区域の解除も考えるべきだとして反対討論をいたしました。

一般質問でも明らかにしてきましたが、今、霞ヶ浦地区の下水道事業は深刻な状態にあると考えます。霞ヶ浦地区の公共下水道の加入率は平成21年度末68.9%と千代田地区の99.0%と比較して圧倒的に低い状況であります。前年度からの加入伸び率はたったの3.2%です。特に加入状況が悪いのが加茂・牛渡の流域特環下水道であります。平成21年度末でも加入率は48%で、伸び率も6%を切っております。

さらに問題なのは、公共下水道が整備されているにもかかわらず、接続を怠っている状況と生活汚水のたれ流しの実態を放置していることでもあります。現在、下水道事業、これは農業集落排水事業も含まれますが、これによる起債残高は、つまり借金は元利合計で150億円にもなります。特に霞ヶ浦地区の加入率が悪いのは事前調査やはっきりとした同意書がないままに認可を受け、事業・工事だけを進めている結果となっていることでもあります。まさに土建行政の典型ではないかと考えます。それが多額の借金を抱え込む状況となっているのではないのでしょうか。

無理やり事業を進めるのではなく、加入促進を図る努力を一層強めること、そして費用対効果

を考え、当市の生活排水処理施設整備計画の全面的な見直しを早急に行うべきだと考えます。

以上、決算認定に反対する討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第62号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論をいたします。

私は、昨年3月の予算議会で、介護保険特別会計予算の保険給付費に焦点を当て反対討論をいたしました。平成20年度予算では20億9000万円で19年度決算と比べて1億4000万円、7.2%増だが、21年度予算は23億5000万円としており、前年度比、何と1億6000万円、12.4%増と大幅に見込んでいると指摘し、極めて作為的な予算だと批判しました。問題は、市当局が今回の介護保険の事業計画の作成において、給付費等の算出には厚労省の示したワークシートによって予算を入力して算出したということであります。私は、厚労省はワークシートを市町村が活用するかどうかは任意であるとしている。当市の実態に即して補正なり修正を加えるべきではないか。厚労省のワークシートでは実際に係数を掛けると実態より大きくなると指摘する専門家もいると述べ、さらに介護保険制度の改悪によるサービスの取り上げや施設整備の抑制など、一連の給付抑制のため、各自治体の介護保険財政は計画よりも給付、いわゆる利用が落ち込む事態となっている。その結果、多くの自治体では介護保険料は取り過ぎとなっているとして、保険料の値上げをすべきでない、介護保険の引き上げに反対をいたしました。

今回の決算で、私が指摘したことが正しかったことが証明されたのではないのでしょうか。議案質疑の資料でもわかるように、平成21年度の決算で介護保険給付費における予算との差額が何と2億8600万円も出たわけであります。まさに介護保険料を上げるための予算、極めて作為的な予算だったということであります。当市では65歳以上の1号被保険者が9,786人ですから、単純計算でも1人当たり2万9000円にもなります。

介護保険料が高過ぎるという声は、該当する第1号被保険者である市民から悲鳴とも思われるほど大変多く上がっております。しかも、保険料は年金から天引きですから深刻であります。当然介護保険料は引き下げる方向で検討すべきであるということを要請して、認定に反対する討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、反対討論をいたします。

水道事業会計決算では、給水収益は予算に対して6790万8000円減ったものの、営業費用である原水及び浄水費と配水費及び給水費が合わせて1億3891万9000円削減され、結果的に当年度純利益が7105万4000円となっております。

私は、収益減の中、費用を最小限に抑えて純益を上げたという市当局、水道事務所の努力は認めます。しかし、その利益を減債積立金として積み立てるのではなく、余りにも高い水だという市民の声にこたえ、市民に還元するという発想が必要だと考えます。これまで平成17年度から平成21年度までの純利益を合計すると2億7479万円を超えております。使っていない水まで負担させないでほしい、ぜひ基本水量を10立方から5立方にかえてほしいという市民からの切実な声は何度となく寄せられております。年間4000万円あれば実現可能だと言います。せめてこの市民の声にこたえるべきではないでしょうか。減債積立金総額が3億円弱もあるのですから、財源は十分にあるのではないのでしょうか。少しでも低廉な安い水道料金に見直すべきだと思います。

一般会計からの繰り入れについては、平成17年度は1億2000万円だったのが1億1000万円に減り、また一昨年度から9000万円に減っております。所期の目的は利子補給分であり、高い減価償却費をカバーするものであったということではありますが、高い減価償却費の責任は市民にはありません。水道事業会計が改善されたからといって一般会計からの繰り入れを縮小する方向に向かうのではなく、利益の還元は直接の利用者である市民へ還元すべきであります。

また、合併事業として実施する千代田工業団地への水供給で、収益では年間3150万円の収益が見込まれていると聞いております。市民の要求にこたえるべきであります。

以上、認定に反対する討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

○19番（山内庄兵衛君）

議案第64号について賛成の立場で討論を行います。

かすみがうらの水道事業は、県西用水さらには霞ヶ浦地区は中央用水の2つの用水でやってお

ります。その中でもう霞ヶ浦用水は目いっぱい使って、もう霞ヶ浦地区の中央用水、したがって、霞ヶ浦の人たちは那珂川の水と地下水を飲んでいるわけです。千代田地区は霞ヶ浦の水と、それから地下水であります。そういう関係で、今少しでも多く使わなければならないのは、この次からは霞ヶ浦地区に入っている中央用水を使っていかなければならない。非常に水道課は苦慮して、そして昨年は赤字になりました。そして今、水道は非常にトイレの改善や何かで水道は使わなくて、ことしは暑いために相当の量が出ていましたけれども、そういうこともありますので、水道会計は一生懸命やっているところがありますので、私は賛成の立場で諸君のご同意をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 4 請願第 2 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書

○議長（桂木庸雄君）

日程第 4、請願第 2 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより会議規則第39条第 1 項の規定により、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会からの報告をいたします。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第 1 項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第 2 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書について、9月3日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第 2 号につきましては、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

また、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、請願第2号の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 5 委員会発議第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書（案）

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、委員会発議第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。

したがって、会議規則第37条第2項及び第3項の規定により、提案説明並びに質疑を省略

いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認めます。

委員会発議第3号についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時46分

再 開 午後 5時00分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第68号を追加日程第1として日程の順序を変更し議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 1 議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結について

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第1、議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程となりました議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築工事請負契約の締結についてですが、本案は平成22年9月9日に一般競争入札を実施いたしましたかすみがうら市立志筑小学校屋内運動場新築工事の請負契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

志筑小の屋内運動場について質問いたします。

今までかすみがうらの体育館というと非常に雨漏りが多い。特に今、問題になっているのは七会小学校、それから新治も一部漏っている。せっかくやっても雨漏りをしている。これでは広大な面積ですから、膨大な面積ですからよほど屋根をよくやらないと雨漏りがしてしまう。これらの工程について、工程表は出ていませんけれども、設計図等も出ていませんけれども、これらについてはどのような工程でやっているのか、担当課から説明を求めます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

お答えをいたします。

雨漏りというようにお話でございますが、屋根の形状から申し上げます。切り妻型の屋根でございます。ガルバニウム鋼板を使った仕様となっております。したがって、非常にこれまでのいろいろな経験を踏まえた中での選定となっておりますので、問題ないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

問題ないということで、今までの新治小学校なんかも問題ない。それから、七会小学校は雨漏りしてしようがなく、コンクリート張りから床張りさせた。そうしたら、今、数珠の玉と同じだけ漏っている。108カ所も。何回も、私、指摘して直させている。だから、よほど屋根のことについては真剣にならなければだめだ。上佐谷小学校なんかもそういうことで指摘し、庄兵衛屋根なんて、私うるさいものだから名前つけられたけれども、千代田中学校なんかもやるときに斜めのコンクリなんかもやってきたんですけれども、雨漏りがひどい。体育館は広いですから、風が吹いたりするとよくつなぎ目をしないと雨漏りがしてしまう。

それから、もう一つ、これは消費税はどうなっているの。その点についてお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

この2億1945万円でございますが、これは消費税込みでございます。落札の金額については2億900万円という内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑ありませんか。

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

担当部長にお尋ねいたします。

以前から私は政府でも推進しておりますCO₂の削減という観点、または各小学校、中学校、そして公共の施設というのは災害時の避難場所ということで防災避難場所という位置づけになるかと思えます。ましてプールなどもプールの水を使う消火活動ということに位置づけられているわけですが、体育館、今、政府でも推進しております太陽光発電、これを取り入れたらいかがですかということで、担当部長、以前の坪井市長のほうにもご提言申し上げていた経過がありますが、この体育館についてはどのようにお考えか。お答え願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

お答えをいたします。

太陽光発電の関係につきましては、以前からお話をいただいている経過もございます。そういったことで検討をしてみいました。したがって今までの設計の中にはございませんが、次年度に実行をするという予定を組んでおりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

ありがとうございます。

また、霞ヶ浦庁舎なども以前から提案して、つけていただいて、これから各小学校、中学校、耐震補強工事を今年度、来年度に向けてするという事なんです。ぜひとも地域住民がもし大きな地震でも来たとき、また大災があったときに安心というまではいかないにしても、当然電気が遮断される、水が遮断されるというライフラインが非常に弱くなる。そういう現状が想像できますので、教育委員会ということだけでなく総務課、担当でありましょうが、防災、そういう面からも有効に公共施設が使えるようにお取り計り願いたいと思います。

終わります。

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号につきましては、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第68号の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ただいま市長から、議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第69号を追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 2 議案第 6 9 号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結について

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第2、議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程となりました議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結についてですが、本案は平成22年9月9日に一般競争入札を実施しましたかすみがうら市立志筑小学校屋外付

帯工事の請負契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

屋外の施設についてですけれども、志筑小学校は狭隘だから、お城の跡だからといってあそこに移動するわけでありましてけれども、そこにまた松山瓦壺という文化財が出てしまった。そういうことで、せっかく移動してもそれらを全部残すということになってしまったらば、グラウンドが非常に狭くなるのではないかと。そういうことで、どのくらいの面積になるのか、また瓦壺も一部を残せば全部を残さなくても、一部を残せば保存でいいんじゃないかなと思うんですよ。そういうことで、どのような考えでやるのか、担当課からお聞かせを求めます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

グラウンドのお話でございますが、まず、グラウンドの面積は8,300平米ほどでございます。そして、全体としては、ご指摘のございました文化財の問題については、現在は区域外としてご存じのように全体で3万平米のうち、データはございませんけれども、約8,000から9,000ぐらいの地域としてすぐ隣接したところに残しているものでございます。

なお、広さの問題については、100メートルの直線コース、そしてグラウンド、すべて整うというような考え方でおります。

以上でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

文化財のその瓦壺跡、8つくらい出ましたよね。それを全部残すと、このグラウンドよりも多い面積を残してしまうんじゃないですか。あそこに30人の共有地があってやっと決まった。もう20年近くやっているわけですからね。それで、せっかくやったら今度は瓦壺。だから、一部だけを保存して、瓦があったところだけでも保存して、それであと一部はグラウンドにする必要が私はあると思うんですよ。文化庁ともっと協議してそこらはやるべきだなと思うんですが、あれ全部残せということはあそこへいった意味がない。そういうことで、担当課長、または市長から、文化財でたくさんよくやったやつがみんな残ってしまった、半分くらい残ってしまった。グラウンドとする。だから、市長の考えもありましたら。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

文化財の状況ですが、文化財につきましても私どもの所管担当でございまして、いろいろと苦慮するところがございますが、ご指摘のように窯跡が出まして、非常に価値の高いものだとということで、一度発掘をいたしました。そして、原形をとどめるということで、それを原形を崩さないように埋め戻しをして現在に至っているところがございます。これの文化財の利活用につきましては、今後どういうふうになっていくかという1つの大きな課題になってくるものというふうに判断をしております。ご指摘の例えばグラウンドにもう少し敷地を広げてはというようなものも1つのその中の焦点になってくるものというふうに思っております。

どうぞ、今後いろいろと考えていかなければならない問題ではございますが、何とぞご協力、ご支援をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私もその文化財については十分現場を承知しておりませんので、今、教育部長が答弁したような方向で、皆さんと相談しながらグラウンドの確保に努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

文化財に残したところの管理は市でやるんでしょうけれども、余りに広大で今だってシノがものすごく出ている、あの門のところは。だから、こういうのは今度は学校で見なければ、先生方に管理させるの、どうなの。これは大変だと思うんだよね。今、夏休みだって、土手があったら先生らたくさん刈らなくてはならない。いつも裸で先生がやっていないと。こういう管理のことも考えていかななくてはならない。そこは市できちんとやるか、そういう取り決めをしておいたほうがいいと思うので。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

文化財の管理の問題ですが、当然、市、教育委員会、いわゆる生涯学習課でございまして、直営で管理をしております。年に一度だけでございますが、除草を委託をしまして、余りにひどい場合は職員が直営でそこを清掃している状況でございます。したがって、山内さんご心配の学校側にそこを管理させるという、現在では区域外としてございますので考えておりません。市側が管理していくような方向で現在も進めてございます。状況変化があつて、何か変わればまたいろいろとご相談申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

今回の工事の内容につきましては、調整池、それと周辺の舗装工事と排水等も絡む工事かなというふうに認識しておりますが、調整池、あれだけの敷地の水を調整池にやるわけですから、当然オーバーフローの水が出てくるということが予想されるのではないかと思います。そういったとき、現在の排水、市のほうで市道に入っている側溝、俗名U字溝見ますと今、歩道側に入っているんですね。通常のU字溝、通常形状の道路ですと道路側に入っているのが私のU字溝というふうに認識しているんですけども、道路勾配とU字溝の位置が合わない。だから、簡単に言うと道路の水がU字溝に入ってこない。そういう状況になっていると思います、入り口付近ですね。だから、その末端の水がどこに流れるのか、またそのオーバーフローした水についてどのような対策を考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

それと、市長にお伺いしたいんですが、私、今年度で議員生活おおむね11年を超して12年目を迎えるわけなんですけれども、当選当初から、もう12年近く前から弱小小学校の統廃合ということは訴えてきております。統廃合は本当はしたくないんですが、これだけ子どもたちが少なくなって運動会が1時間か2時間で終わるような小学校では、子どもたちのやはり仲間意識づくりの面においても非常に障害が残る、そういう子どもたちが、勉強面だけではないと思います。精神面、お互いを意識する面から見ても、非常に弊害があるかなというふうに思うわけですが、将来、山内庄兵衛議員が今おっしゃったように、残りの窠跡、グラウンド、また校舎の増築等でこの志筑小学校を統廃合の基地といいますか、弱小小学校をそこにまとめると、そういったお考えはあるかないか、市長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

まずご指摘いただきましたのは、放流先でございますが、放流先につきましては、ご存じのように調整池をつくりますので、その先は現在の水路が下志筑の県道まで行っておりますが、それに流入するように既にセットされているところに受け口がございます、そこに放流していくということでございます。調整池は1,600トンほど調整する地下貯留型の調整池でございますので、それを調整した上でゆっくりと流していくということでございますので、よろしく願います。

それから、入り口付近がちょっと勾配等の関係で水が云々というご指摘でございます。実は、このことにつきましては、現場でご指導もいただいたというような経過も聞いておまして、それは1つの原因としては、現在まだ工事は始まっておりませんので、上に簡易型の暫定の調整池までいきませんが、池をつくっております。それからのしみ出しではないかというような想定もしてございます。それらも工事を見た上でどう対応するか、措置をしまいたいと思いますので、またいろいろご協力をいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

統廃合と志筑小学校との関係であります。統廃合はもちろん今後大きな課題で、これは真剣に真正面から取り組んでいかなくてはならないことだと思います。そういった中で、今回、新築

の志筑小学校が大きい、そういう場合は拠点になり得る学校であるという認識はっております。そういった考えのもとに、新しい教育委員さんも今から議案であります、教育委員さん方にもいろいろご審議をお願いしまして、いい方向に持っていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

ありがとうございました。

また、ひとつ専門的な、技術的な面のことなんですが、担当部長のほうにお伺いしたいんですが、当然学校の敷地、切り土、盛り土、そういう部分の舗装ということになると思うんですが、横瀬部長も以前は土木課長をやって、非常に技術的な面もたけているというふうに思っておりますが、やはり盛り土をしたところ、そこに路盤碎石を30センチ、40センチ敷いて、上に舗装をかけたとしても、やはり強度としては非常に弱い。ですから、多分この工事内容を詳しくは見ておりませんが、路盤改良、そういったものも本来ですとやはりせっかくつくった舗装を長くもたせるためには、もう少し予算を上乗せして路盤改良まですれば長く使える丈夫な道路といたしますか、学校内の道路ができるのではないかというふうに思いますが、その辺も後々、この契約業者のほうとよく強度的なことも協議した上で追加なり、補正なりして対応してもらいたいと思います。やってすぐ割れたと。業者さんの責任になるわけですよ。それでは業者さんかわいそうですから、その辺もよく業者さんのほうと協議してやっていただきたい、そういうふうに思います。

終わります。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

周辺道路のことでお話をいただいたと思うんですね。周辺道路については今回、これから除いてございますので、最終的に仕上がったときに道路をやると。その段階でまたお話をいただきたいと思います。校内につきましては、ご存じのように盛り土という指摘もございますので、下を入れかえまして実行するような方向でしてございますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号につきましては、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第69号の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ただいま市長から、議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について、議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第70号並びに議案第71号を追加日程第3として日程の順序を変更し議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 3 議案第 7 0 号並びに議案第 7 1 号

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第3、議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について、議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第70号ないし議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、これまで教育委員としてご活躍をいただきました大竹三千代氏の辞職に伴い、後任にかすみがうら市坂2814番地の2の菅澤庄治氏を、また同じく教育委員としてご活躍をいただきました立野 至氏の任期満了に伴い、後任にかすみがうら市西野寺56番地の2、石塚貴夫氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。

菅澤庄治氏につきましては、昭和49年4月から茨城県公立学校教員として勤務をし、茨城県教育委員会事務局指導主事や土浦市立都和中学校長などを歴任され、平成20年4月1日からは、かすみがうら市立南中学校長の職にあり、教育の実情にも精通している方であります。

また、石塚貴夫氏につきましては、昭和47年4月から平成21年3月まで、茨城県公立学校教員として勤務をし、石岡市立南小学校長、同市立府中中学校長、さらには千代田中学校長などを歴

任され、教育の実情にも精通している方であります。

現在、かすみがうら市の最重要課題は子育て支援と教育問題であると考えております。特色のある施策や質の高い教育が提供できれば、市の人口増や定住促進につながり、多様な人材を育てることが地域力と市民力の向上になるものと思っております。

校舎の改築や耐震補強、そして教育の質向上など、ハード・ソフト両面での教育環境の整備を進めている中で、両者とも最適任者でありますので、何とぞご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号並びに議案第71号の2件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

議案第70号並びに議案第71号は、人事案件ですので討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

次に、議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま市長から、議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。
お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第72号を追加日程第4として日程の順序を変更し議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案配付]

追加日程第 4 議案第 7 2 号 かすみがうら市監査委員の選任について

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第4、議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任についてですが、これまで監査委員としてご活躍をいただきました板屋 毅氏の任期満了に伴い、後任にかすみがうら市宍倉2570番地の1、古渡善平氏を監査委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

古渡善平氏につきましては、昭和42年10月から平成20年3月まで土浦市役所に勤務し、財政課長、市長公室長、都市整備部長などを歴任され、行政事情にも精通し、人格も高潔で監査委員として適任であると存じております。

何とぞご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、かすみがうら市議会会議規則第37条3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

議案第72号は、人事案件ですので討論を省略して採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 閉会中の継続審査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部改正する条例の制定について、継続審査に反対する討論を行います。

私は、子育て支援についての一番の特効薬は、子どもの医療費無料化だと主張し続けてまいりました。09年の子どもの医療費無料化、いわゆる医療費助成制度は、全国の自治体では通院、中学生卒業まで、1,800自治体のうち345自治体、19%、入院は516自治体、28.6%が実施しております。

私はこれまで要求してきた小学校卒業までの無料化から一気に中学校卒業までといたしました。その上、所得制限なしということですから、大賛成であります。

しかし、財源に問題ありということで継続審査とすることではありますが、さきの市長の説明では、実施については事務手続上、医療機関・医師会との協議が必要となるため、その協議・調整する時間を十分に確保しなければならないとしております。したがって、条例の改正がおくればおくれるほど、その分施行、いわゆる実施時期がずれ込むのではないのでしょうか。

これまで市政は、自治体本来の使命である市民の福祉向上のために予算が使われてこなかったと思います。緊急性も必要性もない箱物や道路建設事業が行われてきました。その典型があのか代田大橋や霞ヶ浦庁舎建設ではないのでしょうか。

所得制限なしで中学校卒業まで医療費無料制度を拡充するには、当市では8000万円ほどの財源

が必要としておりますが、無駄な大型公共事業をやめ、談合を許さない入札制度を改善で財源は十分確保できると考えます。

新潟県の聖籠町では、子育て支援に力を入れ、07年4月から3歳児から5歳児までの通常保育の保育料を無料にしたり、中学校卒業までの医療費を助成しております。ここの渡邊町長は、福祉や教育は金があるからやるのではなく、金がなくてもやる気があればできます。いかに優先づけてやるかです。聖籠町の子育て支援は、周りからうらやましがられ、人口もふえています。安心して子どもを産み育て、将来を担う子どもの施策が優先ですと語っております。隣の土浦市では、中学校卒業までの医療費無料化を実施しているわけですから、この条例については財源問題ではなく福祉の心の問題ではないでしょうか。まさに市政運営における予算づけの優先順位をどう考えるかであります。

以上の観点から、継続審査に反対し、条例に賛成する立場から採決することを求めて、討論いたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

日本共産党、佐藤文雄さんから反対の討論が出されましたが、全く私は別な角度から反対討論したいと思います。

そもそもこの条例案については、市長が住民との対話の中で生まれてきたものであります。福祉行政の向上という観点から、さらには今、かすみがうらの市民がどんどん減っている。これを増やすにはどうしなければならないかと、こういう条例案、さらには国民健康保険も下げるということによって、市の活性化を図るといような考えのもとから、この議案は出てきたというふうに私は私なりに解釈しております。

そういう中で、特別委員会の中でもいろいろ議論されてきましたが、ちょっと横道に入るかもしれないけれども、議長に一言お願いがあります。条例の71条で議長が必要と認めるときには無記名でもいいと。じゃ、この必要と認める、そんな理由は何もないわけですよ。それを主張するのであれば、この本会議でもって5名以上の要求を出してもらって、それで無記名にするというのなら話わかるし、説得力あります。ただ、議長から、頭からごつんとやってきて、無記名投票だと。これ全く理にかなわない。

横道にそれましたが、さらにこの条例の一番継続審査して問題点は、執行部は23年4月1日から施行するという事なんです。そうした場合に、佐藤議員からも反対討論の中で申し上げましたけれども、執行部は6カ月かかると。そうしたときに、じゃ、この議会で可決しなかった場合にはどうなのかと。4月1日からは施行できない。なぜこういうねじれ現象ができてしまうかという、議員みんなこの問題に反対したくないんですよ。市議会の選挙が来年の1月あるんです。大きなリスク背負います、反対した場合には。それで、この議案に対して4月1日施行ということは、例えば12月にこれ可決した場合に、4月1日の施行というのはだれが修正するのか。議会が閉会中の継続審査にした場合に、これは議会が予算持っているわけじゃないし、議会が修正し

なくてはならない。議会修正するといったって、予算はない。そういう大きな逆なりリスクを背負うわけですよ。そういう観点から、この問題については私は継続審査すること反対いたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

自席からでよろしいですか。

ほかの委員会は別として、私どもの委員会、委員会開催してくれといっても開催しないんですよ。やらないものは、こういう閉会中の継続審査なんてやる必要ないし、そういうことです。

○議長（桂木庸雄君）

異議がございますので、本案は起立により採決をいたします。

各委員長の報告のとおり、本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

賛成多数であります。

よって、閉会中の所管事務調査することにご異議なしと認めます。

○議長（桂木庸雄君）

これにて、本定例会に付託された案件の審査は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして平成22年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。

会期19日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

閉 会 午後5時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 矢 口 栄 造

かすみがうら市議会議員 関 利 夫